

平 18 全経外第 16 号

平成 18 年 6 月 30 日

企業会計基準委員会 事務局 御中

全国銀行協会

公開草案「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い（案）」に対する意見書について

今般、標記公開草案に対する意見を下記のとおりとりまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

## 記

### 1. 対象となる「投資事業組合」の明確化について

公開草案が対象とする「投資事業組合」の定義を明確化するとともに、支配力及び影響力の判定基準は法的形態による区分に応じて記載されるべきである。

また、いわゆる「ファンド」と称されるものの中でも、証券投資信託法による「信託」は、公開草案における「投資事業組合」には含まれないことを明らかにしていただきたい。

(理由)

「投資事業組合」については法的形態で区分した場合、①投資事業有限責任組合、②民法上の組合、③匿名組合出資により営業を行う営業者（会社法に定める会社）、及び④これらに準ずる法的形態（Limited Partnership 等）、に分類されるものと考えられる。

このうち、①②は、投資事業有限責任組合法及び民法により業務執行の方法が明示されているが、③については匿名組合出資者が業務執行をすることができないことを商法 536 条 3 項で定めるに過ぎず、業務執行の方法は明示されていない。

また、出資者間の契約である①②と、営業者への一出資形態として営業者と出資者との個別の契約である③とでは契約形態が明らかに異なっている。

したがって、判定基準を一律に「業務執行権」とすることは合理性に欠けるものであり、③については、営業者が会社である場合には原則として当該営業者に対する議決権により支配力・影響力を判断するなど、それぞれの法的形態に即した判定基準を定めるべきであると考えます。

## 2. 「業務執行権」の内容について

「投資事業組合」に対する支配力又は影響力を判断する場合の「業務執行権」の内容について明確化を図ることが必要である。

(理由)

「投資事業組合」の法的形態ごとに判定基準を定めると同時に、実務上の取扱いを明確化する観点から「業務執行権」の内容についても具体化を図るべきである。

さらに、例えば米国の EITF04-5 におけるように「業務執行権」を有しない組合出資者が解散権等一定の権利を有する場合など、多様な組合契約に対応するために、具体的な記載も追加すべきであると考えます。

また、不動産の流動化のケースにおいては、匿名組合出資を受けた営業者はいわゆる「箱」としての機能のみ有し、実態的な決定をすることなく、具体的な指示等を別途運用会社に委託し助言等を受ける形態が多くある。上記 1. に示したように営業者が会社の場合は議決権により支配力及び影響力を判断すべきであるが、このような形態に支配力または影響力基準を適用する場合の考え方を確認したい。

## 3. 子会社及び関連会社と判定された場合の連結上の取扱いについて

「業務執行権」による支配力・影響力を検討した結果、連結対象と判断した場合の具体的な連結手続（資本連結）の方法について示していただきたい。

(理由)

「本公開草案」冒頭「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準を適用するにあたっての考え方」の項において「議決権に代えて基本的には業務執行権によって、当該投資事業組合に対する支配力又は影響力を判断することが適当」との記載がある。一方、「連結財務諸表における資本連結手続に関する実務指針」（会計制度委員会報告第 7 号）においては、持分比率は議決権を有する株式により算定するものとされている。両者をあわせてみると、投資事業組合においては議決権を業務執行権に置き換えて持分比率を算出するものとも解される。

しかしながら、単体決算において組合等への出資は損益の持分相当額を

当期の損益として計上することが定められている（金融商品会計に関する実務指針第 132 項）ことから、連結対象と判定された投資事業組合については業務執行権に拘わらず組合出資を全て持分として反映させることが経済実態に即した妥当な処理であると考えられる。

以上の観点から、少なくとも「持分比率としては業務執行権の有無に拘わらず組合出資を全て含む」旨脚注することが望ましいと考える。なお、厳密には個別財務諸表上での処理を一旦取り消した上で連結手続を行う旨記載することがより望ましいと考える。

また、匿名組合契約に基づく営業は、営業者と一体化し営業者の単体財務諸表に組み込まれている場合が多いため、以下の点を明確化することが望ましい。

- (1) 1つの匿名組合契約を営業者とは独立した事業とみなすという考え方となるのか。
- (2) (1)の場合、匿名組合契約上の財産は営業者に帰属するという商法の規定と平仄が合わないと思われるが、会計上はそのような扱いとなるのか。
- (3) 営業者の財務諸表から、匿名組合契約に基づく部分だけを切り出して連結することになるのか。

#### 4. 「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準を適用するにあたっての考え方」について

「投資事業組合の場合には、株式会社のように出資者が業務執行者を選任するのではなく、出資者が業務執行の決定（財務及び営業又は事業の方針の決定）を直接行う」との記載については削除すべきである。

（理由）

民法上の組合においては、組合員が組合員以外の者へ業務執行を委任することを認めており（民法 670 条 2 項）、また、匿名組合の営業者については通常会社法の規定にしたがうものとする。

したがって、当該記載はこのような事実と反するものであると考える。

なお、同様の理由から、Q 1 の A 2 における「業務執行組合員」との表記は「業務執行者」（民法 670 条 3 項）とすべきである。

#### 5. Q 1 の A 2 (2)①及び A 3 ②について

「緊密な者」などの表現については、「連結財務諸表における子会社及び関連会社の範囲決定に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査委員会報告

第 60 号) などと統一的な記載としていただきたい。

(理由)

A 2 (2)①において、「出資者である会社の役員若しくは使用人である者」、「又はこれらであった者」との記載があるが、退任・退職者については、少なくとも「自己が影響を与えることができる者」などの限定が付されるべきである。

A 3 ②については、監査委員会報告第 60 号に関する Q & A における Q 13 (2) と同趣旨のものと考えているが、当該箇所についても、表現を極力統一した上で、当該介在者を「緊密な者」又は「同意している者」と解する構成とするのが適当であると考えている。

また、「当該投資事業組合の財務及び営業又は事業の方針を決定している」とは、具体的にどのような場合を想定しているのか例示していただきたい。

#### 6. Q 1 の A 2 (2)⑤について

「利益又は損失の概ね過半」との記載について、具体的な判定方法を示していただきたい。

(理由)

当該記載のみでは、具体的な判定方法が明確でないため、損失の負担と利益の享受の割合が異なる場合の取扱い、また、利益の範囲（組合員の地位に基づくもののみが含まれ、その他の契約により収受する手数料等を含まないと考えてよいかなど）などについても明確にするべきと考える。

#### 7. Q 1 の A 3 ①について

緊密者に該当する事例につき言及しているが、緊密者の判定はあくまでも Q 1 の A 2 (2)①に沿って行なわれるべきである。

(理由)

出資割合や受益もしくは損失負担割合と緊密性とは必ずしも一致するものではなく、「通常（中略）緊密な者に該当する」という認識は実態と乖離していると考えている。緊密者についてはあくまでも Q 1 の A 2 (2)①にそって判定すべきである（米国においても EITF04-5 においては FIN46R にある primary beneficiaries の考え方は採用していない）。

なお、仮に上記意見が容れられない場合、影響力基準の適用にあたっては、支配力基準の場合のような留意事項（出資者が業務執行権の100分の15以上を有していない場合でも、重要な融資又は出資を行っている場合等に

は、業務執行者が出資者の緊密者に該当し、関連会社に該当する場合はある) はないとの理解でよいか確認したい。

#### 8. Q 4 及び Q 5 について

支配が及ぶ場合で連結の範囲に含めない場合に係る Q 4 及び Q 5 については、「投資事業組合に対する影響力基準の適用」の項においても同様に記載をすべきである。

(理由)

「投資事業組合に対する支配力基準の適用」の項として、支配が及ぶ場合で連結の範囲に含めない場合に係る Q 4 及び Q 5 を記載しているが、「投資事業組合に対する影響力基準の適用」の項においても同様の記載が必要であると考えます。

#### 9. Q 5 の A について

A の 1 ～ 2 行目の「…、当該投資事業組合（その投資先を含む。）を子会社とする…」における「(その投資先を含む。)」については削除するか、もしくは「(その投資先が子会社と判定される場合には、当該投資先を含む。)」等の表現に修正願いたい。

(理由)

公開草案の表現によると、投資事業組合が子会社に該当する場合には、「その投資先」も自動的に子会社になるかのような誤解を招きかねない。「利害関係者」の範囲という点からは、投資事業組合が子会社に該当しないにもかかわらずその投資先のみが子会社になることはないため、上記の修正が必要であると考えます。

#### 10. Q 6 における A 2 (2) における要件③の内容について

要件③については、内容を明確化するか、もしくは項目を削除すべきである。

(理由)

要件③の内容は、取引全般を対象とするようにも受け止められるが、投資事業組合の全ての投資先との取引の有無・内容を確認することは、実務上困難であることが考えられる。

また、最終的には重要性を加味することになるとしても、監査上でも悉皆性の確認が容易ではないと思われる。

## 11. その他

投資事業組合を通じた投資先の連結上の取扱いについては、企業会計基準委員会において今後検討がなされるものと理解している。

銀行が投資事業組合を通じて企業の再生支援を行うケースでは、支配を全く意図していない投資事業組合の投資先が子会社・関連会社の要件を満たす場合がある。このような先が連結対象となる場合には、銀行法による規制業種が連結範囲に含まれることによるリーガル・リスクが生じるだけでなく、経営の意思と異なる経済実態に沿わない連結財務諸表の開示を強いられることにもなる。また、投資事業組合を活用した企業再生支援が実質的に困難になり、実態経済にも少なからず影響が生じることから、慎重な検討をお願いしたい。

以 上